

平成31年第1回広尾町議会臨時会 第1号

平成31年2月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について
- 6 議案第2号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
- 7 議案第3号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）について

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
兼 会 計 管 理 者	白 石 晃 基
兼 出 納 室 長	白 石 晃 基
出 納 室 長 補 佐	山 畑 裕 貴
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
総 務 課 長 補 佐	沖 田 一 美
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一

企 画 課 長	長	田	吉	弘
企 画 課 長 補 佐	宝	泉		大
住 民 課 長	齊	藤	美 津	雄
住 民 課 長 補 佐	佐	藤	直	美
住 民 課 長 補 佐	楠	本	直	美
兼 住 民 課 長 補 佐	村	上	洋	子
保 健 福 祉 課 長	山	崎	勝	彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山	崎	勝	彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐	藤	清	美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅	原	樹 美	恵
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村	上	洋	子
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	浜	頭		力
養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	金	石	輝	義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	浜	頭		力
兼 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
農 林 課 長 補 佐	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄	谷	幸	裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室	谷	直	宏
建 設 水 道 課 長	小	川	浩	司
建 設 水 道 課 参 事	北	藤	盛	通
建 設 水 道 課 長 補 佐	前	田	憲	一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小	川	浩	司
港 湾 課 長	森	谷		亨
国 保 病 院 事 務 長	渡	辺	將	人
国 保 病 院 事 務 次 長	齊	藤	裕	美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 長	松	田	哲	典
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	白	石	晃	基
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	渡	辺	將	人
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	山	崎	勝	彦
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	佐	藤	清	美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	菅	原	樹 美	恵
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	村	上	洋	子
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	齊	藤	裕	美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	沖	田	一	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	及 川 隆 之
学校給食センター所長	山 岸 達 也
ひろお 幼 稚 園 長	道 尚 子
社 会 教 育 課 長	早 川 修
社 会 教 育 課 参 事	奥 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	早 川 修 子
兼 図 書 館 長	奥 村 京 子

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳 一
総 務 係 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成31年第1回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
次に、本臨時会には、町長から承認1件、議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、小田^{こだ}英勝議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 第1回の広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
西広尾川に係る陣屋大橋の供用開始について報告をいたします。
北海道が建設中の陣屋大橋について、2月8日13時から供用開始されたので報告をいたします。
津波からの避難路の確保を目的に、中広尾橋から車両センターに至る1,611メートルを道道に昇

格させ、西広尾川に陣屋大橋をかけて中広尾地区と結ぶ路線といたしました。陣屋大橋の橋長、橋の長さであります、87.4メートル、幅員は車道が6.0メートル、歩道部分が2.5メートルであります。平成25年に着工し、6年間の工期と7億9,000万円の建設費をかけて完成したものであります。

この路線は2年後に広尾町に移管され、町道として管理いたしますが、道道である期間においても、広尾町と北海道が結んだ維持管理協定により、維持管理や除雪は広尾町が行うこととなっております。

行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第8号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分したものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

専決処分の理由であります。ふるさと納税寄附金において、見込みより多額の寄附があり、謝礼等への対応について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したものであります。

処分日につきましては、平成31年1月7日であります。

次のページ、3ページの平成30年度広尾町一般会計補正予算（第8号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ3,396万2,000円を追加し、77億9,579万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入の関係であります。

16款1項寄附金2,396万2,000円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金について見込みにより目的ごとに整理をするものであります。

17款1項繰入金1,000万円の追加につきましては、ふるさと納税寄附に対する返礼品等の経費に

充当するため、まちづくり基金から繰り入れを行うものであります。

次のページの歳出であります。

2款1項総務管理費 3,012万6,000円の追加及び3款1項社会福祉費 227万9,000円の減額につきましては、寄附の見込みにより基金への積立金、積立額の整理をするものであります。

6款1項商工費 1,037万5,000円の追加につきましては、寄附に対する返礼品、寄附の受け入れに係る手数料及び使用料の追加であります。

9款1項教育総務費 388万5,000円の減額につきましては、寄附の見込みにより基金への積立額の整理をするものであります。

12款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町が加入する北海道市町村総合事務組合において、北海道が構成員となっている石狩東部広域水道事業団及び石狩西部広域水道事業団並びにそれらの一部事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、地方自治法上、複合的一部事務組合である北海道市町村総合事務

組合に加入できないため、早急に必要な規約の見直しを行うよう総務省から指摘があり、他の地方公共団体から事務の委託を受けられるよう事務の受託を第14条に定め、別表第1及び第2から加入することができない3団体を削除した規約を制定し、現在の規約を廃止するものであります。

規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされておりますので、提案をするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号～日程第7 議案第3号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第2号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてと日程第7、議案第3号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第2号から議案第3号まで一括して提案説明を申し上げます。

本案の補正内容でありますけれども、広尾町国民健康保険病院の地方独立行政法人への移行に当たり、国民健康保険病院事業会計の欠損金を補填するための費用を計上するものであります。

病院事業会計には過年度からの繰越欠損金があり、平成30年度の収益でも補填し切れず、現状では今年度末に欠損金が残る見込みとなっております。

地方独立行政法人法第6条第1項において「地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。」と定められているため、移行するまでに繰越欠損金を補填する必要があります。現在、北海道において地方独立行政法人の設立認可

の審査を行っているところでありまして、認可までに欠損金を補填する予算の議決が必要との指摘があったことから、本臨時会での補正予算の提案をさせていただくことにしたものであります。

議案書の19ページであります。

議案第2号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億7,579万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表の歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページの補正の歳入であります、歳出の財源といたしまして財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

次のページであります、補正の歳出であります、国民健康保険病院への補助金を追加するものであります。

続きまして、議案第3号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出であります、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

歳入では、第1款第2項医業外収益に8,000万円を追加し、歳出では、欠損金補填のための費用でありますので、第1款第3項予備費に8,000万円を追加して整理をするものであります。

第3条は、他会計からの補助金を「597,704千円」に改めるものであります。

なお、詳細につきましては、国保病院事務長より補足説明をいただきます。

以上で、議案第2号から議案第3号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度広尾町国民健康保険病院事業損益計算書による決算見込みについて説明をいたします。

平成30年度の医業収益の決算見込額の合計が1ページ表の中段の①に示しております4億9,103万2,000円で、医業費用の決算見込額の合計が表の②の8億1,902万円となり、営業収益の見込額は表の③のマイナス3億2,798万8,000円となります。

次のページの医業外収益の欠損見込額の合計は、表の④に示しております 3 億 4,027 万 7,000 円で、医業外費用の欠損見込額が表の⑤の 448 万円となり、医業外収益の見込額は 3 億 3,579 万 7,000 円となります。

1 ページの③、営業収益と 2 ページの⑥、営業外収益の合計 780 万 9,000 円が当年度の経常収益の見込額となります。

2 ページ、表の下に記載になりますが、当年度の経常収益の見込額 780 万 9,000 円が a の当年度の純利益となり、前年度までの繰越欠損金 b の欄が 1 億 1,896 万 9,295 円でしたので、当年度末における利益剰余金 c の欄がマイナス 1 億 1,116 万 295 円となる見込みとなりまして、現在の資本金額 3,228 万 4,151 円を合わせた剰余金が e の欄のマイナス 7,887 万 6,144 円となり、法人へ引き継ぐ資本金がマイナスとなることから、今回、負担金を 8,000 万円増額し、当年度の収益を増額することにより繰越欠損金が減額され、現在の資本金を加算した法人へ引き継ぐ資本金となる剰余金が、右側の補正後の決算見込額に示しております 112 万 3,856 円となるものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と国民健康保険病院事業会計の 2 件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と国民健康保険病院事業会計の 2 件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案 2 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案 2 件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第 2 号 平成 30 年度広尾町一般会計補正予算（第 9 号）についてと議案第 3 号 平成 30 年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）についての 2 件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号と議案第 3 号の 2 件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案 2 件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 2 件は討論を省略します。

これより議案第2号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてと議案第3号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）についての2件を一括採決します。
お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて平成31年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時18分